

電子的診療情報連携体制整備加算

当院は電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準要件（オンライン請求体制、詳細な明細書及び診療報酬明細書の無料発行体制、オンライン資格確認体制、医師が電子資格確認を利用して取得した情報を診察室等において患者情報の閲覧又は活用できる体制）を整備した医療機関です。

また、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

「電子的診療情報連携体制整備加算」について

- 初診料に 4 点を加算（月 1 回）
- 再診料に 2 点を加算（月 1 回）

令和 8 年 6 月 1 日